

⑥ 厳しい今後の財政見込み

1. 伸び悩む歳入

長引く景気の低迷と減税の実施などにより、市税収入の伸びは、平成10年度以降4年連続してマイナスとなり、平成14年度も引き続き減少する見込みです。

また、平成15年度予算も景気の低迷や固定資産税の評価替えの実施などに伴い、約56億円の減少を見込んでおり、市税収入の伸び悩みは長期化しています。

● 個人市民税

高齢化の進展や景気の低迷による厳しい雇用情勢などのため、納税義務者数や所得の減少が見込まれています。

● 法人市民税

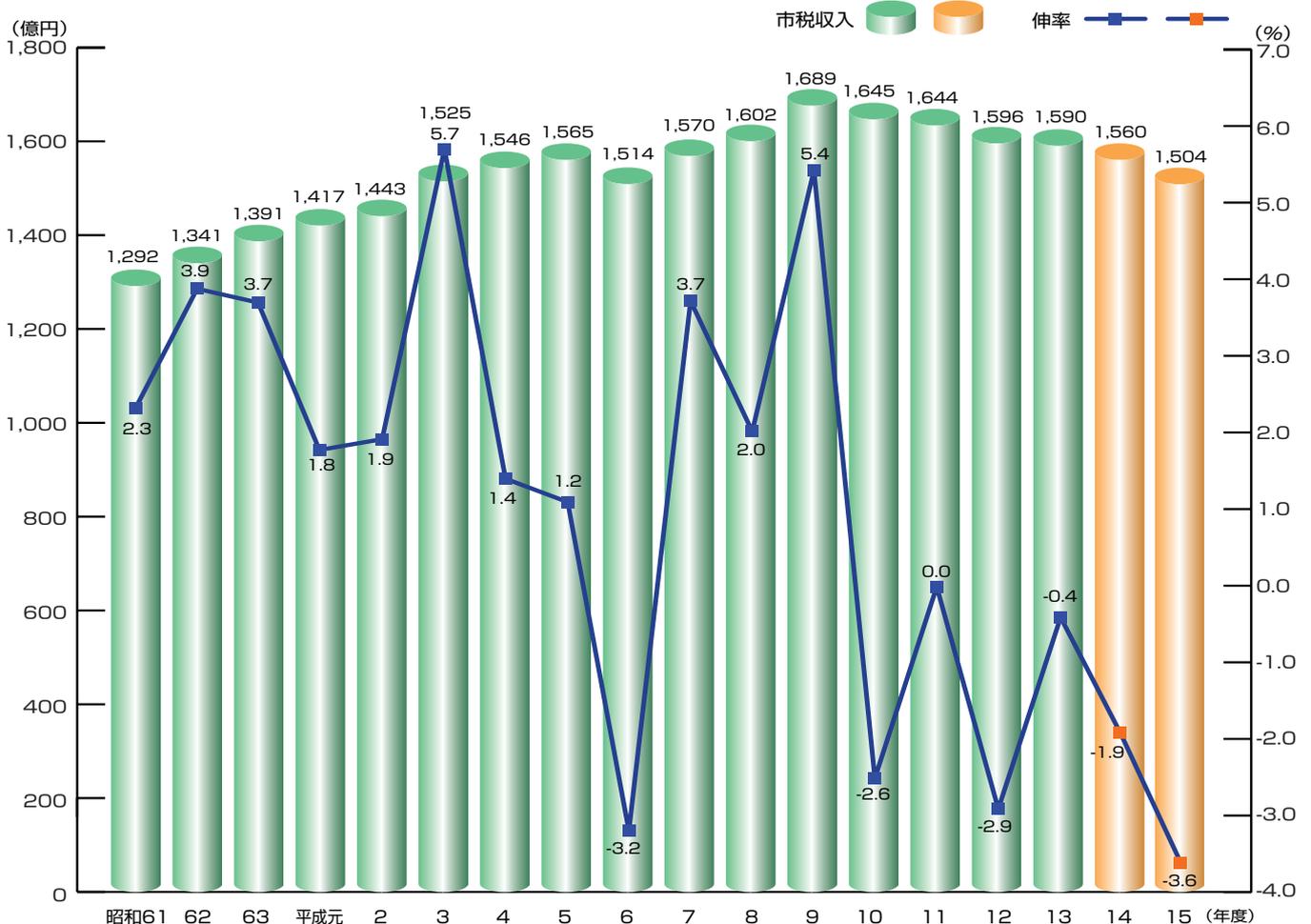
景気の低迷や法人税改正の影響による減少が見込まれています。

● 固定資産税

地価の下落や建築物価の下落を反映した評価替えを行うため、大幅な減少が見込まれています。

※個人市民税、法人市民税、固定資産税の3税で平成13年度決算市税収入総額の81.4%を占めています。

市税収入と伸率



※平成13年度以前は決算ベース。平成14年度及び平成15年度は予算ベース。

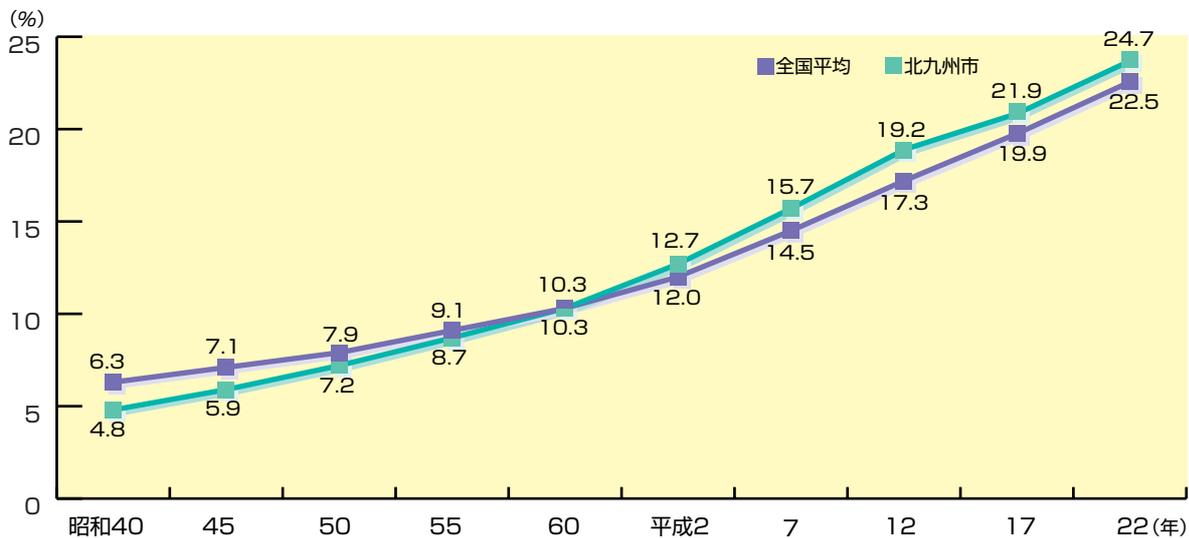
2. 増大する財政需要

地方分権の時代となり、地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うことが期待されています。また少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉対策や生活関連社会資本の整備など、今後もますます財政需要が増大するものと見込まれます。

(1) 高齢化の状況

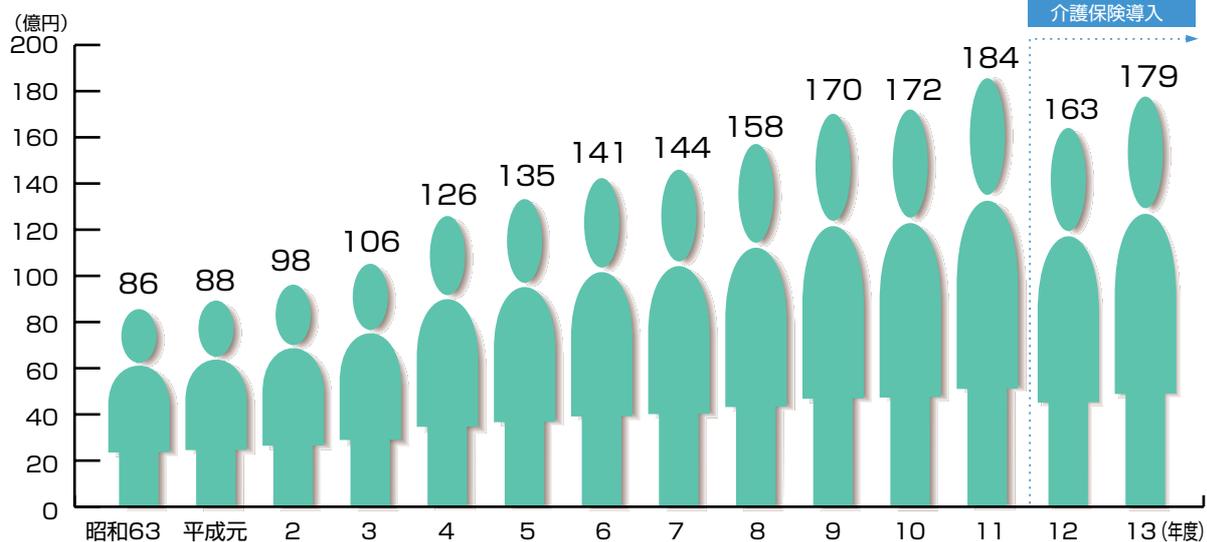
本市は、全国平均を上回るスピードで高齢化が進んでおり、平成12年では19.2%と全国平均の17.3%を上回るとともに、政令市(12市)中最も高い高齢化率(全人口に占める65歳以上の人の割合)となっています。また、平成17年には、5人に1人が高齢者になることが見込まれています。

高齢化率の推移と将来推計(全国平均及び北九州市)



※全国平均は、平成12年までは「国勢調査」、平成17年及び22年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月)の中位推移。
北九州市は、平成12年までは「国勢調査」、平成17年及び22年は厚生労働省の通知に基づく人口推計。

高齢者福祉費にかかる一般財源等の推移(普通会計決算)



※「高齢者福祉費にかかる一般財源等」は、高齢者福祉にかかる歳出から、使用料や負担金、国庫支出金などの特定財源を差し引いた、市税などの一般財源により賄われた金額を表しています。
また、高齢者福祉費には、一般会計から国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金が含まれています。

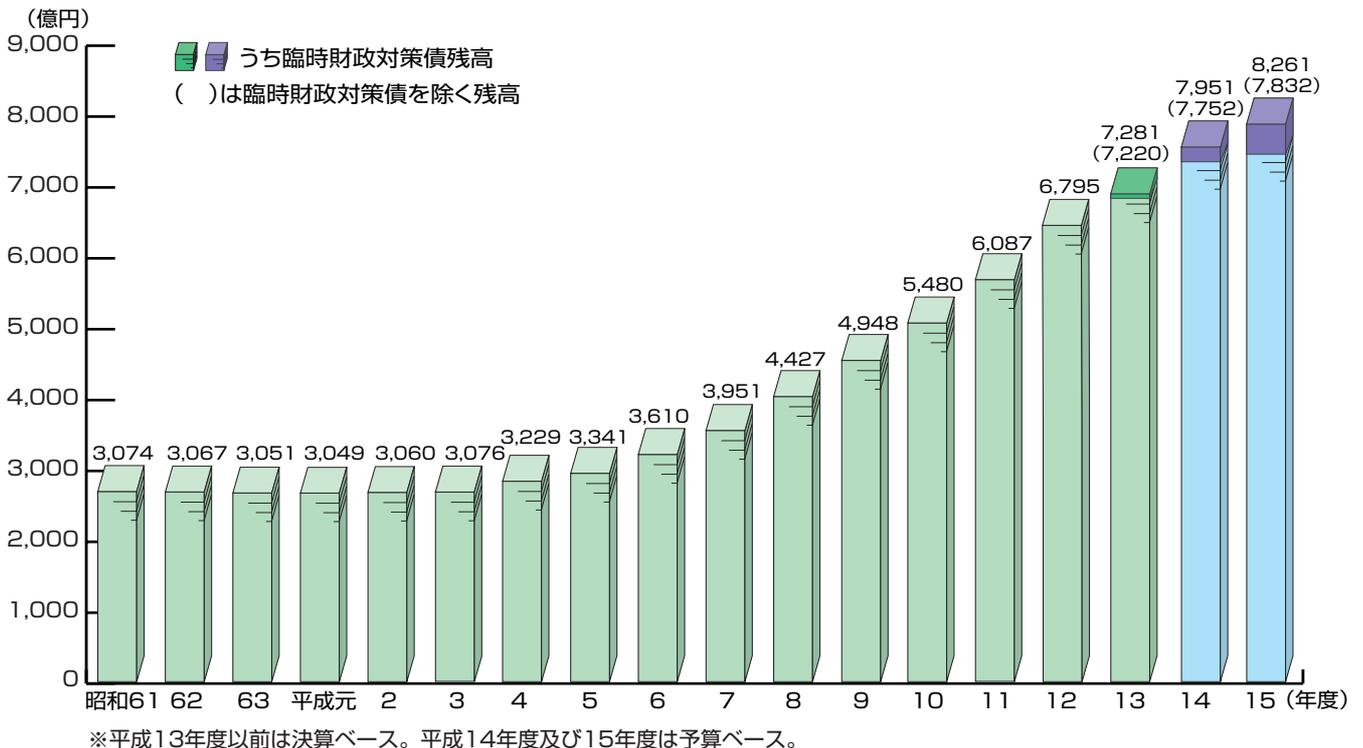
(2)市債の状況

①市債残高の増加

平成4年度以降、国の経済対策などによる公共事業の拡大や住民税減税の実施、また、地方全体の財政状況の悪化に伴う財源対策などを、主として市債発行により行うこととされたため、市債発行額が大幅に増加し、市債残高も増加してきています。

また、景気の低迷等に伴い、歳入の根幹をなす市税収入等の一般財源が伸び悩むなど、今後の財政運営は楽観を許されないものと考えています。

市債残高の状況（一般会計ベース）

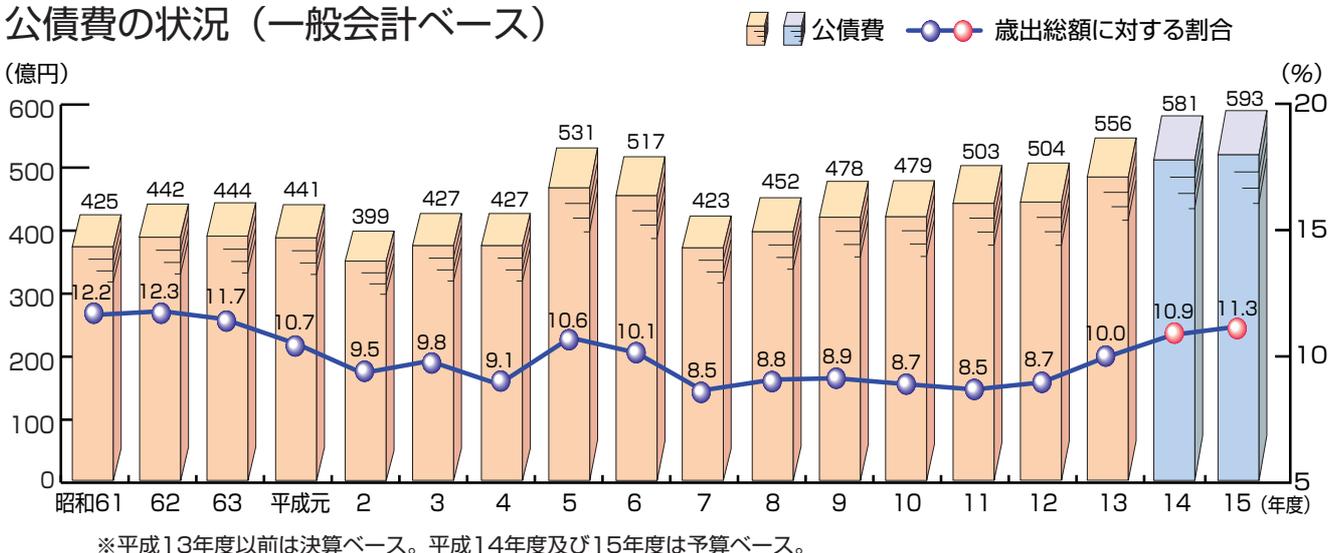


②公債費の増加

現在のように地方財政を取り巻く状況が非常に厳しい中、住民生活に必要な事業や、将来の発展を支える都市基盤の整備に計画的に取り組んでいくためには、ある程度の財源を市債に依存せざるを得ません。

また、多くの世代にわたって利用される施設については、「世代間の負担の公平」や「財政負担の年度間調整」を図る観点からも市債を活用することとしています。今後は、市債の償還額に留意しながら財政運営を行うことが重要です。

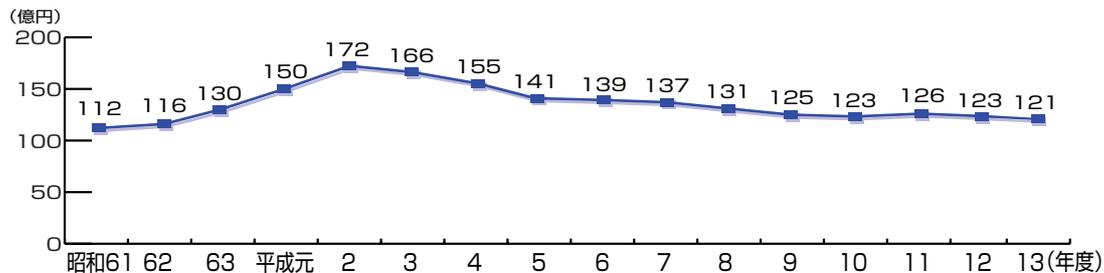
公債費の状況（一般会計ベース）



3. 減少する基金残高

年度間の財源調整や、安定的な財政運営を図るための財政調整基金は、平成2年度末の172億円を最高に、その後の市税収入の伸び悩みや、事業の進捗に伴う財政需要の増大による財源不足を補うため取崩しを行った結果、平成3年度以降は減少傾向に転じています。

財政調整基金の推移



『将来、借金返済がさらに増加するようだけど大丈夫？』

Q：北九州市も借金が多くなってきているようですが、大丈夫なのでしょうか。

A：全国的な景気の低迷に伴う国の経済対策や、市民税減税の実施などにより、市債発行額が増加しています。しかしながら、将来の負担を出来るだけ軽減するため、従来から財源手当のある地方債の活用に努めています。例えば、近年の景気対策や減税など、国の施策に伴って借り入れたものについては、地方が負担するのではなく、国からの地方交付税でその償還財源の大半が手当てされる仕組みになっています。また、その他にも、地方公共団体の自主的な取組みを支援するための、地方交付税措置を伴う地方債があります。北九州市は、このような地方債をできるだけ多く活用してきているため、平成15年度末の一般会計の市債残高見込みは8,260億円程度となりますが、そのうち約5割の4,250億円程度が地方交付税で措置されるものと見込んでいます。従って、市税等の自前の財源で返済しなければならない借金は半分程度となる見込みです。

Q：地方交付税の足りない分は、臨時財政対策債という赤字地方債を発行して埋め合わせるようですが、どのようになるのでしょうか。

A：平成13年度の地方財政対策において、これまで採用されてきた、地方全体の財源不足を地方交付税特別会計の借入れにより全額措置し、その償還を国と地方が折半して負担するルールについて見直しが行われました。この制度の見直しにより、平成13年度から、国と地方の責任の明確化等を図るため、地方公共団体がこれまで地方交付税の形で受け取っていた財源の一部を、個々の地方公共団体が自ら地方債を発行して調達することになりました。この地方債を「臨時財政対策債」といい、元利償還金はすべて後年度に地方交付税で手当てされることになっています。

Q：国と地方を合わせると、借金は705兆円にも膨らみ、国の財政は厳しくなっていますが、これからも国からの財源手当は続けられるのでしょうか。

A：現在、国の財政も大変厳しい状況下にあります。これらの地方交付税措置のある地方債については、地方交付税法などの法令に措置率も含めて明確に規定されています。従って、少なくともこれまでに発行された地方債については、今後とも償還時に地方交付税措置が行われるものと考えています。

Q：それでも、残りの半分は自前の財源で返済しなければなりませんが大丈夫なのでしょうか。

A：そのため、将来の償還に備えて、財政状況を考慮しながら、可能な限り公債償還基金に積立てを行っています。これからも健全な財政運営を維持していくため、実質的な負担を軽減する市債の活用や、将来の償還に備えた財源手当を行うなど、将来の負担にも十分注意しながら、適切な市債の発行に努めなければならないと考えています。